

答 申 第 3 7 号
平成 2 5 年 7 月 8 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県個人情報保護審議会
会 長 日 野 直 彦

個人情報の取扱い原則の例外事項について（答申）

平成 2 5 年 6 月 2 5 日 付 け 2 2 1 5 0 - 1 4 1 0 で 諮 問 の あ っ た 標 記 に つ い て、その理由や必要性等を審議した結果、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 「オンライン結合による提供の制限」の例外事項（条例第 1 0 条第 3 号 関係）について

諮問のあった事項については、公益上の必要があり、かつ、適切な保護措置が講じられており、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。

2 付言

個人情報の取扱い原則の例外事項に該当する案件であって、条例第 1 0 条第 1 号又は第 2 号に該当しないものについては、事業実施前に当審議会へ必ず諮問すること。